



# 常総市長選挙 神達岳志氏が3選

任期満了に伴う、市長選挙が7月7日に行われ、即日開票の結果、現職の神達岳志氏（55歳 無所属）が3期目の当選を果たしました。

7月8日、市役所本庁舎において五月女安彦選挙管理委員会委員長から当選証書が神達氏へ付与されました。

任期は、8月3日から令和10年8月2日までの4年間です。



当選証書を付与された神達氏

## 年金豆知識

# 亡くなったときの年金手続きのご案内



日本年金機構 HP

～国民年金受給者が亡くなった場合～

未支給年金の請求	年金は死亡した月の分まで支払われます。未支給の年金があるとき、生計を同一にする一定の範囲内の遺族が請求できます。
年金受給権者死亡届	未支給年金の請求権者がいない場合に、日本年金機構に年金受給者の死亡の報告をする届け出です。

～国民年金加入中の方が亡くなった場合～

遺族基礎年金	死亡した方に生計を維持されていた子のある配偶者または子が請求できます。受給には保険料納付の要件があります。 ※「子」とは、18歳になった年度の3月31日までにいる方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級・2級の状態にある方をいいます。
寡婦年金	国民年金第1号被保険者（自営業や農業者の方など）として国民年金保険料を納めた期間が10年以上ある夫が死亡したとき、10年以上婚姻関係のある妻が60歳から65歳になるまで受給できます。
死亡一時金	国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納めた月数が36か月以上ある方が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、生計を同一にする一定の範囲内の遺族が請求できます。

※死亡された方の年金加入状況などによって手続きの内容や受付場所が異なりますので、事前にご確認をお願いします。

◆問い合わせ＝下館年金事務所 ☎0296-25-0829

**無料 法務相談予約受付中**

相続・遺言    名義変更    登記

ご予約は  
こちらまで ☎ **0120-339-478** 常総市役所より車2分

**荒井司法書士行政書士事務所**  
〒303-0024 常総市水海道栄町 2680-11

ご予約受付時間  
平日 9:30～18:00

**無料法律相談会を開催します**

※初回相談の方限定・予約制

**8/31(土)10:00～16:00**

※事情によりお受けできない場合がございます。

ご予約はお電話・相談予約フォーム・LINEにて受け付けております

☎ **0296-30-5600**  
電話受付時間：平日 9:00～17:30

**つくばね法律事務所**  
茨城県下妻市大園本 2839-1 大建ビル2階  
【国道294号線バイパス沿い・やすらぎの里しもつま隣り】

茨城県弁護士会所属：関 健太郎・門井 節夫・高中学・飯塚 夏樹・山本 大介